

友部駅周辺リノベーションビジネスプラン創出業務委託 仕様書

1. 委託業務名 友部駅周辺リノベーションビジネスプラン創出業務委託
2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日までとする。
3. 履行場所 笠間市友部駅前 外

4. 目的

都市としての持続化を図る上での生活と経済の基盤となる市の中心地区において、まちづくりの担い手となる人材育成と既存ストックを活用した事業創出が連動する事業を公民連携により展開し、地域での生活と経済の双方を向上させる「人」と「モノ」の循環モデルを形成するため、友部駅周辺地区における空き店舗や空きビル、公共空間などの地域資源を活用したエリア再生のためのビジネスプランを創り出す実践型スクールを開催する。

5. 業務内容

(1) 空き店舗物件の確保

スクールの実施及びモデルとして活用する空き店舗物件として、エリア内の空き店舗物件を確保する。期間は8か月程度とし、スクール受講者の使用する光熱水費、その他必要な活用に要する経費は受注者の負担とする。費用は25万円（賃料2万円×8月、火災保険料1万円、光熱水費1万円×8月）を基準とし、市及び物件所有者と別途協議の上定めるものとする。

(2) 事業創出実践型スクールの開催

(1)を含めた3件程度の空き店舗等の物件をモデルとして、15名（3ユニット）程度の受講者を募集し、プレイベントを1回、本講座として、講座、事業プレゼンテーション、プレゼンテーション後のフォローアップを含め、計6回以上開催する。実施にあたっては、受講者の事業構築に対して効果的な指導、助言ができ、受講者の起業に向けて伴走型の支援をするために十分な能力を有する指導者等を配置することとする。なお、講師、指導者、発表会のゲスト等の謝金、交通費、その他招聘、配置に要する経費は受注者の負担とする。また、受講者確保のため、特に市外在住者をターゲットとした広報を実施することとし、SNS等による広報を4回以上実施する。併せて、受講者、関係者、市民の参画を促すため、スクールの内容、実施状況を発信をするためのSNS運用を行うこととする。

(3) 協議及び意見交換の実施

上記の(1)～(2)の実施にあたり、市職員又は市が指定する参画者を対象とした協議及び意見交換を6回以上実施する。

6. 成果品

業務実施報告書 データ一式（次年度に向けた施策案の提案を含む）

7. 業務実施

業務の実施にあたっては、能力、人数等、業務実施に適した人員を配置する。

8. 実施状況における確認・協議

業務の実施状況については、随時、必要な協議を行う。

9. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として市に帰属する。また、本事業を共同で実施する金融機関等の参画者において成果品の利活用を図ることがある。なお、受託者が成果として成果品以外の資料を作成することや成果品の利用を拒むものではなく、市と受託者の双方の合意の上で、活用を図るものとする。

(2) 秘密保持

①本業務に関し、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解無く公表又は使用してはならない。

②本業務で知り得た市及び事業者等の業務上の秘密は保持しなければならない。

10. 再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の効果を向上するために必要と思われる業務で、市の承諾を受けた場合は、その一部を第三者に委託することができる。

11. その他

業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、都度、市と協議して定める。

【お問合せ】

笠間市 政策企画部 企画政策課 政策推進室

担当：枝川

〒309-1792

茨城県笠間市中央三丁目2番1号

電話：0296-77-1101（内線560）

E-mail：project-s@city.kasama.lg.jp